

## 計画案に対する森林審議会委員意見と対応

計画案本文該当ページ	該当箇所	御意見・御提案など	御意見等への対応
15	<p>3 森林・林業の状況 (2) 本県の森林・林業を巡る最近の状況と取組 (前略) 森林環境譲与税は主に市町村に配分されるが、市町村が同税により実施する森林整備や木材利用の促進等の取組を円滑に実施できるよう、県として様々な支援を行い、森林環境譲与税と水源環境保全税を効果的に組み合わせながら、県内すべての森林の保全・再生を図ることとしている。(後略)</p>	<p>木材利用の促進について、公共建築物等で多くの木材利用が期待される都市部に対して取り組みやすい環境の整備を行うことなどが表現されていると、水源環境保全税との組み合わせの効果がわかりやすくなると思います。</p>	<p>本項目については、本県の取組の概要を示しており、詳細な事業内容については、ホームページなどにより周知を図っています。</p>
19	<p>5 計画にあたっての基本的な考え方 (2) 3つの基本的な考え方  人工林から混交林への転換 ○ 林道から200m以上離れたスギ・ヒノキの人工林は、主として間伐・抜き伐りと天然下種更新により、混交林や巨木林に誘導していく。</p>	<p>基本方針として、「林道から遠いなど経済的条件が劣る針葉樹単層林については、森林現況に応じて構成樹種が多様で階層構造が発達した混交林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に図る。」としているが、混交林という林型は木材生産の点からも生物多様性の点からも中途半端で、どちらの機能も十分に発揮されない。木材生産の点で言えば、有用樹の個体密度が低くなるため、十分な生産量を得ようとすると作業道などの敷設コストが単層林よりも数倍必要になると共に、林内作業において大型機械を導入するのが難しくなるなどの問題を生じさせる。一方、生物多様性保全の点では、常緑針葉樹が暗い樹冠を形成すると共に分解しにくいリターを生産するため、本来の生態系が再生しにくい。林野庁(2020)の資料(「多様で健全な森林への誘導」 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/201012si-17.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/201012si-17.pdf</a>)によれば、混交林(育成複層林)への誘導が進まない理由として、「森林所有者等が必要を感じていない」、「施業が技術的に難しい・普及していない」という意見が多いと報告されている。その理由は明瞭で、森林所有者から見れば、もともと木材生産が不利な場所が、さらにコストが増加して不利になるためである。今、必要とされているのは、将来にわたって木材生産を行う森林と、木材生産を行わない森林とを明確に区分し、前者に対しては林道・作業道の敷設を充実させて効率的な木材生産を促すこと、後者に対しては生物多様性保全のために天然林への再生を図るように目標林型を明確にし、ゾーニング計画を立案することである。</p>	<p>地域森林計画の森林区分は、「かながわ森林再生50年構想」を踏まえて設定しています。当構想を踏まえて、林道から200m以上離れたゾーンは木材生産を行わない森林と区分しています。また、当構想において「人工林から混交林への転換」等の森林づくりの基本的な考え方は、中期的な目標(50年後の姿)と考えております。</p>
40	<p>1 森林整備に関する事項 (1) 造林に関する事項 イ 造林に関する指針 (オ) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林</p>	<p>人工植栽により造成され種子を供給する母樹が存在しないことや、林床や地表の状況あるいは病虫害などの被害の発生状況などから、天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めること。 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めること。 ⇒ 市町村森林整備計画に定めるためには、具体的な「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の事例や基準を示す必要があるが、市の森林整備の基本的考えとして、林道から200m以遠の人工林は、自然力を活かして混交林化を目指す一方、全国的な課題として、天然更新を理由とした造林未済地への対応という相反する状況がある中で、森林整備計画において適正な基準を示すことは極めて困難なことから、上位計画である地域森林計画において、基準設定の標準的な考えについて示す必要がある。</p>	<p>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めること、及びその基準設定は林野庁作成の手引きにしたがって設定することは国の運用に規定されているとおりです。 市町村森林整備計画における具体的な記載方法については、各地域の森林計画担当者により助言指導します。</p>

計画 案本 文 該当 ページ	該当箇所	御意見・御提案など	御意見等への対応
44	1 森林整備に関する事項 (3) 森林の伐採に関する事項 イ 立木竹の伐採(主伐)に関する指針	市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採(主伐)に関する事項を定めるものとする。 あわせて、伐採(主伐)の方法について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全、及び生物多様性の保全に配慮した方法を定めるものとする。 ⇒ 国の指針では、配慮すべき項目や考慮すべき最低限の内容は示されているが、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全、及び生物多様性の保全に配慮した主伐の方法の判断基準等は、何も示されていない。市町村森林計画において、事業者等への指導規範を定めるためには、地域森林計画において、配慮すべき項目とそれに沿った主伐や搬出方法、作業道の整備指針について例示していただく必要がある。	当変更については、国の運用に基づき記載を追加したものであり、市町村森林整備計画における具体的な記載方法については各地域の森林計画担当者により助言指導します。
45	1 森林整備に関する事項 (3) 森林の伐採に関する事項 イ 立木竹の伐採(主伐)に関する指針 (イ) 立木の標準伐期齢	また、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、市町村森林整備計画において、当該地域ごとに標準伐期齢を定めること。 ⇒ 「施業の体系等が著しく異なる地域」とは、具体的に何を指すのか不明。整備計画に反映できるように、もう少しわかりやすい表現を工夫するか、具体的な事例や基準を示す必要がある。	当変更については、国の運用に基づき記載を追加したものであり、必要に応じて、地域の実情を踏まえて設定すべき内容のため、地域森林計画のなかで事例や基準は明示しません。
55	4 木材の利用に関する事項 (4) 本県の強みを活かした県産木材の利用促進に関する事項(消費) 本県は、木造住宅着工戸数が多く木材の大量消費県としての特徴を有しているが、県産木材の製材品は需要量に対しごくわずかしかなかく、流通量の大半が県外で製材・加工された木材である。そこで、大木材消費地である本県の強みを活かして、木材を利用することの意味や良さを伝え、木材を使用してもらうことを目的としたイベントや建築士や工務店向けのセミナー等を開催することで、県産木材をPRし利用促進に努める。	木造住宅を注文住宅として建設する場合あるいはリフォームをするにあたって、設計士や工務店が近隣にいきめ細かく相談にのれることは良い住宅が造られる要因の一つとなります。積極的に県産木材を使い良質な住宅を供給する認証工務店や木材利用促進フォーラム等に賛同する事業者が地元にいることを、市町村とともに県民に伝えていくことも記載されていると生産者、加工者、建築事業者、県民の全体がつながる内容になると考えます。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。  「そこで、大木材消費地である本県の強みを活かして、木材を利用することの意味や良さを伝え、木材を使用してもらうことを目的とした、 <u>一般県民向けの普及PRイベントを林業・木材産業関係団体、認証工務店等と連携して開催することなどにより、県産木材の利用促進に努める。</u> 」
64	8 その他必要な事項 (2) 森林の保護及び管理 ア 森林病虫害等の被害対策	計画素案では、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるとしている中で、ナラ枯れの被害については、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値のある樹木の保全を優先して対策を行うというのは非常に消極的である。ナラ枯れ被害は県下全域に拡大しており、倒木してからの対策では、人的・住居被害の拡大及び山間部における土砂崩落などが懸念され、かつ、10年間の長期計画でもあるため、ナラ枯れ被害の対策を見直しされたい。	神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン(令和3年5月)では、ナラ枯れ被害対策の考え方を、被害状況に応じた被害対策として『中・激害地では被害木の全量駆除が困難であることから、発生した枯死木を適切に処理しながら、可能な範囲で防除対策を実施する』としております。 計画案の記載内容と合致していなかったため、御意見をふまえて次のとおり修正します。  「森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期 <u>駆除対策</u> 等に努める。」